

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第5号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="235 539 902 572">(任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)</p> <p data-bbox="197 584 349 617">第11条 略</p> <p data-bbox="235 847 427 880">(給与の減額)</p> <p data-bbox="197 892 1104 1005">第13条 条例第23条に規定する給与の減額方法については、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）第18条及び第19条の例による。</p>	<p data-bbox="1164 539 1832 572">(任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)</p> <p data-bbox="1128 584 1281 617">第11条 略</p> <p data-bbox="1160 628 1749 662"><u>(部分休業をすることができる非常勤職員)</u></p> <p data-bbox="1128 673 2029 831">第11条の2 <u>条例第21条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、第2条の2各号に掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u></p> <p data-bbox="1164 842 1384 876">(給与等の減額)</p> <p data-bbox="1128 887 2029 1000">第13条 条例第23条に規定する給与額又は報酬額の減額方法については、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）第18条及び第19条の例による。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。